

岐阜らしさや時代の特性をあらわしている建造物や市民に親しみのある樹木は、地域の個性ある景観を形成する重要な核として、良好な景観を形成する役割があります。

それらの適切な維持、保全を図り市民の心に残る真実の記憶として、後世に語り継いでいくため、道路その他の公共の場所から容易に眺望することができる建造物又は樹木を対象に景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針を定めます。

1 景観重要建造物の指定の方針

- 優れたデザインを有するもの
- シンボリックな存在であるもの
- 自然、歴史、文化、生活特性を感じさせるもの

2 景観重要樹木の指定の方針

- 優れた樹容(規模、樹形等)であるもの
- シンボリックな存在であるもの
- 自然、歴史、文化、生活特性を感じさせるもの